

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求の対象になった平成28年6月27日付け宮本指第726号で宮城県警察本部長が個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第18条第1項第4号を根拠に備考欄を非開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、平成28年6月16日、条例第16条第1項の規定により、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成〇〇年〇月〇日〇〇〇において発生した交通事故に関し作成された文書に記録されている私の個人情報」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記録された行政文書として、物件事務報告書（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、本件行政文書について、一部について開示しないとの決定（平成28年6月27日付け宮本指第726号。以下「本件処分1」という。）及びその一部について開示請求を却下するとの決定（平成28年6月27日付け宮本指第727号。以下「本件処分2」という。）を行い、それぞれ次のように理由を付して、平成28年6月27日付けで、審査請求人に通知した。

(1) 本件処分1について

イ 条例第18条第1項第2号該当

本件開示請求に係る個人情報が記録された行政文書の中には、開示請求者本人以外の個人に関する情報であって、当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの、又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が記録されているため。

ロ 条例第18条第1項第4号該当

(イ) 本件開示請求に係る個人情報が記録された行政文書の中には、公表されていない警察職員の氏名及び印影が記録されており、これらの情報を開示することにより、当該職員等に危害等が加えられるおそれが新たに生ずるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

(ロ) 本件開示請求に係る個人情報が記録された行政文書の中には、交通事故捜査の手法、着眼点等が具体的に記録されており、これらの情報を開示することにより、警察の捜査活動に対する対抗措置を講じて、犯罪捜査を困

難にするなど、将来の捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため。

(2) 本件処分2について

対象行政文書の一部には、条例第59条第2項の規定により、条例第3章（開示、訂正及び利用停止）が適用されない情報が記録されているため。

- 3 審査請求人は、平成28年7月13日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分1を不服として、宮城県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分1で非開示とされた部分のうち、備考欄の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

物件事故報告書は、交通事故のうちの物損事故に関する報告書である。しかるところ、単なる物損事故は犯罪には該当しない以上、将来の捜査活動への支障などということも観念し得ない。交通事故について、事前に対抗措置を講ずるおそれなど観念し得ない。また、交通事故とは、偶然に発生するものである。

したがって、殺人事件や窃盗事件のように、故意に行う犯罪であれば、事前に捜査活動に対する対抗措置を講じて、犯罪捜査を困難にすることが考えられようが、偶然に発生する交通事故においては、事前に捜査活動への対抗措置など講じることなどできるはずがない。よって、捜査の手法、着眼点等が開示されたところで、将来の捜査活動に支障が生ずるおそれなどなく、条例第18条第1項第4号には該当しないことから、備考欄の開示を求めるものである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 審査会への諮問の範囲について

審査請求人は、本件開示請求に対し実施機関が行った本件処分1及び2のうち本件行政文書中の備考欄について、条例第18条第1項第4号に該当しないと申し立て開示を求めていることから、その範囲において諮問することとする。

2 本件行政文書について

交通事故のうち、物の破損のみの事故である場合は、物件事故として取り扱わ

れており、その事実を記録しておくものとして、警察庁交通局交通指導課長外通達「物件事故処理要領について」（平成4年2月14日付け警察庁丁交指発第27号外）に基づき、物件事故報告書を警察官が作成しているところである。

本件行政文書には、平成〇〇年〇月〇日に〇〇〇で発生した審査請求人が関係する物件事故の発生状況が各定型項目に沿って記録されている。

3 条例第18条第1項第4号該当性について

本件行政文書のうち備考欄には、交通事故捜査の手法及び着眼点が記録されており、これらの情報を開示することにより、警察の捜査活動に対する対抗措置を講じて、犯罪捜査を困難にするなど、将来の捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められることから、条例第18条第1項第4号に該当するものとして非開示とした。

一般的に警察による犯罪捜査とは、各種情報等から捜査の端緒を取得し、これに基づきあらゆる捜査手法等を駆使して証拠を発見、収集、保全することにより、犯罪性の判断や被疑者の特定を行うものである。

当該備考欄には、交通事故捜査の過程で収集した情報から、犯罪性があるかどうかの判断に必要な着眼点や交通事故関係者からの事情聴取により判明した事項を現場臨場した警察官が総合的に判断した結果等が記録されており、また、交通事故関係者から、後日、診断書が提出され、人身事故となった場合には、あらためて実況見分、関係者に対する取り調べ等、必要な捜査を行うこととなるが、これらの情報は、その際の基礎資料となるものである。

これらの情報を開示することにより、これを知り得た者が交通事故の当事者となった場合、自己に有利な供述に変更したり、検挙の対象とならないような対応を取るなど脱法行為を行う蓋然性が高く、その結果、将来の捜査活動に支障が生じ、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められることから、条例第18条第1項第4号に該当するものとして非開示と判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、平成〇〇年〇月〇日に〇〇〇で発生した交通事故に関する物件事故報告書である。

3 条例第18条第1項第4号該当性について

条例第18条第1項第4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、当該個人情報を開示しないことができる旨規定している。

これは、県は公共安全と秩序を維持し、県民の安全を確保する基本的な責務を有しているので、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている個人情報については、実施機関の第一次的な判断を尊重し、個人情報の開示をしないことを定めたものと解される。

いわゆる物件事務報告書の備考欄は、物件事務から人身事故への切替え、他の法令違反事件等に対応するため、関係者の言動等を記載しておくものである。

当審査会で本件行政文書を見分したところ、備考欄には、現場臨場した警察官が交通事故関係者からの事情聴取などにより総合的に判断した事故状況が記載されていた。

これらは、警察官が認定した個別具体的事実が捜査内容そのものとして記載されているものであり、事故発生時の捜査の初期段階におけるこれらの事項が開示されることとなると、警察官の認知事項をみて自らを正当化しようとする者、自己に有利な供述に変更しようとする者、関係者に知られることをおそれて供述を躊躇する者などが生ずるおそれがあることは否定できない。

以上のことを踏まえると、条例第18条第1項第4号に該当するとした実施機関の判断には、相当の理由があるものと認められる。

したがって、当該部分は、同号の非開示情報に該当し、非開示とすることが妥当である。

4 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 8. 24	○ 諮問を受けた。(諮問乙第81号)
28. 9. 30	○ 審査請求人から意見書を受理した。
28. 12. 21 (第216回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 1. 18 (第217回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 2. 22 (第218回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

（平成29年3月16日現在）

氏 名	区 分	備 考
桑 村 裕美子	学識経験者	
佐々木 好 志	法律家	会長
中 原 茂 樹	学識経験者	会長職務代理者
細 川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
米 谷 康	法律家	